

鳥取県告示第684号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンマート郡家店
八頭郡八頭町宮谷191-1外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンマート 代表取締役社長 岩崎 陽一 鳥取市湖山町東二丁目133
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 （仮称）サンマート新郡家店 八頭郡八頭町宮谷191-1外
変更後 サンマート郡家店 八頭郡八頭町宮谷191-1外
- 4 変更年月日
平成24年9月19日
- 5 変更する理由
店舗名称を決定したため
- 6 届出年月日
平成24年9月26日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成24年10月5日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県民局
八頭郡八頭町郡家493 八頭町建設課
- 10 意見書の提出
八頭町の区域内に居住する者、八頭町において事業活動を行う者、八頭町の区域をその地区とする商工会その他の八頭町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。